

有田市市民課窓口業務委託
公募型プロポーザル実施要領

有田市 市民福祉部 市民課

令和6年1月

1 業務名

有田市市民課窓口業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

民間にできることは民間に委ね、行政の適切な管理のもと民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの提供を行うことにより市民サービスの向上、行政の効率化を図るものである。

3 業務内容

「有田市市民課窓口業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

5 プロポーザルの方式

- (1) 公募型プロポーザル方式
- (2) 提案者が1者の場合であっても、プロポーザルを行うものとする。

6 提案上限額

100,870,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和6年度 34,670,000円

令和7年度 33,100,000円

令和8年度 33,100,000円

見積書を提出する際は、期間総額及び年度別の金額が提案上限額を超えてはならない。

7 参加資格要件

提案事業者は、次の全ての要件を満たしている者であること。

- ① 平成30年度から令和5年度において、他市町村から仕様書に示す業務に類する業務の受託実績を有している者であること。
- ② ISO27001、ISO9001の認証を取得しており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク認証をしている者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立をしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立をしている者でないこと。
- ⑥ 公告日において、有田市一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を

受けていないこと。

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づき暴力団、または、暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ⑧ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑨ 2者以上の事業者で構成された共同企業体ではないこと。

8 応募手続き及び実施要領等の配布

(1) 実施スケジュール

①実施要領、仕様書等の公告日	令和6年1月29日（月）
②質問受付の提出期限	令和6年2月8日（木）
③質問に対する回答日	令和6年2月14日（水）
④参加表明書等の提出期限	令和6年2月19日（月）
⑤企画提案書等の提出期限	令和6年3月1日（金）
⑥事前書類審査結果及びプレゼンテーション審査対象事業者への通知	令和6年3月7日（木）
⑦プレゼンテーション審査	令和6年3月14日（木）
⑧審査結果通知	令和6年3月15日（金） 予定
⑨契約締結	令和6年4月1日（月） 予定

ア ⑤及び⑦は、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

イ 参加者が5者以上となった場合は、事前書類審査を行い、4者を選定する。

また、申込者が5者に満たない場合は、参加者全てを対象にプレゼンテーション審査を行う。

ウ プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2) 配布場所

有田市ホームページ

(3) 配布方法

有田市ホームページからダウンロードすること。

(4) 本プロポーザルに関する質問・回答

ア 受付時間

8（1）実施スケジュールに記載の期日（必着）

なお、受付期間を過ぎて提出された質問、指定の様式1号「公募に関する質問表」を用いない質問、次に定める受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

イ 受付方法

様式第1号「公募に関する質問書」に質問事項を記載し、事務局（後述）あてに電子メールで提出するものとする。

また、送信時の電子メールタイトルには「有田市市民課窓口業務委託プロポーザル質問書（事業者名）」とし、電子メールを送信した後に、事務局まで送信・受付確認の

電話を午後 5 時 15 分までにすること。

なお、質問は、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受け付けるものとする。

ウ 回答及び公表

すべての質問を集計のうえ一覧表を作成し、8（1）実施スケジュールに記載の期日までに市ホームページに掲載する。

エ 事務局

有田市 市民福祉部 市民課 市民係

TEL：0737-22-3561

FAX：0737-82-2424

E-mail：simin@city.arida.lg.jp

(5) 参加表明書等

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書【様式第 2 号】

イ 会社概要【様式任意】

ウ 業務に関する実績書【様式任意】

・平成 30 年度から令和 5 年度の仕様書に示す業務に類する受託実績について記述すること。

・根拠書類として、契約書（契約者が証明できるもの）及び仕様書等（業務内容がわかるもの）の写しを提出すること。

なお、複数の地方公共団体等と契約を行っている場合は、直近のもの 3 件のみ提出すること。

エ ISO27001、ISO9001、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得または認証を証する書類

② 提出部数 各 1 部

③ 提出場所 有田市役所 市民福祉部 市民課 市民係

④ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

直接持参により提出を行う場合は、事前に電話連絡のうえ、午後 5 時 15 分までに持参すること。

郵送の場合は封筒表に「有田市市民課窓口業務委託プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

⑤ 提出期限 8（1）実施スケジュールに記載の期日までとする。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、提出がなかったものとする。

(6) 企画提案書等

本プロポーザルに参加を表明した事業者は、次の書類を提出すること。

① 提出書類

ア 企画提案書【様式任意】

- ・企画提案書は、1者1案とする。
- ・企画提案書の構成
提案書は別添の「有田市市民課窓口業務委託公募型プロポーザル 評価基準」に示す項目に関して、その記載順に記述すること。
評価対象の各項目について分かりやすく具体的に記述すること。

イ 業務実施体制【様式任意】

- ・受託した場合の従事者配置計画及び業務工程がわかる書類として作成すること。
- ・統括責任者及び業務責任者（コンシェルジュとの兼務可）の資格または経歴等がわかる書類を作成し、添付すること。

ウ 見積書【様式任意】

- 見積書は以下のとおり分けて提出すること。
- ・事前準備に係る金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）
 - ・業務期間の合計金額及び各年度の金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）
- 見積書には積算内訳を記載すること。（別紙添付も可）

② 提出部数 正本1部、副本7部

③ 提出場所 有田市役所 市民福祉部 市民課 市民係

④ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

直接持参により提出を行う場合は、事前に電話連絡のうえ、午後5時15分までに持参すること。

郵送の場合は封筒表に「有田市市民課窓口業務委託プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

⑤ 提出期限 8（1）実施スケジュールに記載の期日までとする。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、提出がなかったものとする。

⑥ その他

ア 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。

イ 提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。

ウ 本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

エ 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案どおりの業務内容を確約するものではない。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本要領に違反すると認められる場合
- ⑤ 「6 提案上限額」を超えている場合

10 契約候補者の選定方法等

別紙「有田市市民課窓口業務委託プロポーザル審査要領」のとおり

11 契約の締結

(1) 選定結果に基づき、最優秀の企画提案事業者と仕様及び契約条件について交渉を行う。

(2) 仕様等の確定

契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議により、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

(3) 契約書

契約書は有田市が用意したものを使用する。

(4) 契約の解除又は期間の変更

業務期間内において、業務実施状況により契約を継続することが適当でないと判断された場合は、契約の解除、または期間の変更を行うことがある。

12 著作権等

提案内容に含まれる特許権など日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

13 公正なプロポーザルの確保

(1) 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者の参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(2) 参加者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、またはプロポーザルの執行を延期、もしくは取りやめることがある。

14 問い合わせ先

有田市 市民福祉部 市民課 市民係

住 所：〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

電 話：0737-22-3561

F A X：0737-82-2424

E-mail：simin@city.arida.lg.jp